

平成27年度 第9回 西宮市農業委員会総会議事録

1、開催日時：平成27年12月21日（月）16時30分から17時まで

2、開催場所：西宮市役所東館8階805会議室

3、出席委員（15人）

会長	1番	吉田	昭光
会長職務代理者	2番	坂口	文孝
委員	3番	草加	智清
	4番	西田	いさお
	5番	岡田	義治
	6番	茶谷	勝視
	7番	大前	輝雄
	8番	松本	俊治
	9番	森畑	義明
	10番	奥村	幸弘
	11番	丸	幸良
	12番	松田	秀夫
	13番	二本松	義人
	14番	高田	孝
	15番	前田	豊

4、欠席委員（0人）

5、議事日程

報告第26号 農地法第4条第1項第7号の規定に基づく届出受理の件

報告第27号 租税特別措置法第70条の6第1項の規定に基づく納税猶予の適格者証明書交付の件

報告第28号 引き続き農業経営を行っている旨の証明書交付の件

6、農業委員会事務局職員

事務局長	増尾	尚之
係長	水田	正清
主査	吉田	順二

議長 委員の皆様、本日はご苦勞様でございます。
定刻となりましたので、只今から農業委員会総会を開会いたします。
本日の出席委員は在任する選挙による委員10名のうち出席数は10名であり、過半数以上ですので農業委員会総会は成立いたしております。
それでは、議事録署名委員について、私から指名させていただくことにしてご異議ございませんか。

委員一同 (異議なし)

議長 異議なしとのことですので、12番の松田委員と13番二本松委員を議事録署名委員に指名いたしますので、よろしく願います。
それでは、これより報告案件に入ります。まず、報告第26号「農地法第4条第1項第7号の規定に基づく届出受理の件」を報告いたします。事務局の報告をお願いします。

事務局 報告第26号「農地法第4条第1項第7号の規定に基づく届出受理の件」ですが、議案書1ページに4件ございます。
【議案書朗読】
農地は市街化区域内にあり、添付書類も含め、法定要件を完備しておりましたので、事務局長専決により受理しましたので報告します。

議長 事務局の報告は終わりました。本報告に対しご質問はありませんか。
委員一同 (質問無し)

議長 質問も無いようですので、本報告はこの程度にとどめます。続きまして報告第27号「租税特別措置法第70条の6第1項の規定に基づく納税猶予の適格者証明書交付の件」を報告します。事務局の報告をお願いします。

事務局 報告第27号「租税特別措置法第70条の6第1項の規定に基づく納税猶予の適格者証明書交付の件」ですが、議案書2ページに2件ございます。
【議案書朗読】
番号1については、9月10日に現地調査した結果、農地として適正に管理し耕作していることを確認しました。申請人は農家台帳により年間100日農業従事しており中心的な存在であることを確認しています。
番号2については、11月24日に現地調査した結果、農地として適正に管理し耕作していることを確認しました。申請人に関しましては尼崎市農業委員会からも同適格者証明書が交付されており、営農していることについても確認しました。また、2件とも添付書類も含め完備しておりましたので、会長専決により、証明書を交付しましたので報告します。

議 長
委員一同
議 長

事務局の報告は終わりました。本報告に対しご質問はありませんか。
(質問無し)

質問も無いようですので、本報告はこの程度にとどめます。続きまして報告第28号「引き続き農業経営を行っている旨の証明書交付の件」を報告します。事務局の報告をお願いします。

事 務 局

報告第28号「引き続き農業経営を行っている旨の証明書交付の件」ですが、議案書3ページから4ページにかけて5件ございます。

【議案書朗読】

11月に実施した現地調査の結果、全て農地として耕作されていることを確認しましたので、会長専決にて証明書を交付したので報告します。

議 長
丸委員

事務局の報告は終わりました。本報告に対しご質問はありませんか。これら証明書を出す際には農業委員に確認するということになりましたが、取扱をきちんと文書にしておいて、今後、我々農業委員や事務局が交代しても同じ取扱をするようにしておいてほしい。

事 務 局
議 長

わかりました。
他に質問も無いようですので、本報告はこの程度にとどめます。
以上をもちまして、本日予定していました議案審議並びに報告案件は全て終了しました。これにて本日の定例農業委員会総会を閉会します。

上記議事録を正当と認め署名する。

議 長

委 員

委 員